

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者  
研修制度の改正について

福井県総合福祉相談所 障がい者支援課



# 1. 改正内容

平成31年4月からサービス管理責任者等研修制度が改正されました。  
主な内容は次のとおりです。

- 研修が、基礎研修、実践研修、更新研修に分類。
- 各分野ごとの研修カリキュラムを統一し、共通で実施。
- 直接支援業務による実務経験が8年に短縮。

**平成30年度以前の受講者は、統一カリキュラムを受講したものとみなされます。**

⇒いずれかの分野を受講していれば、他の分野のサビ児管研修を修了したものとなります。  
(例：介護分野の受講者であっても、地域生活(身体・知的・精神)分野や就労分野の研修、児童分野(児発管)の研修の修了者とみなされます)

※サービス管理責任者と児童発達支援管理責任者とは、実務経験が異なりますので、業務に従事する際にはそれぞれの実務要件を確認してください。

## 2. サビ児管として配置されるための要件

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として配置されるためには、次の2つの要件を満たす必要があります。

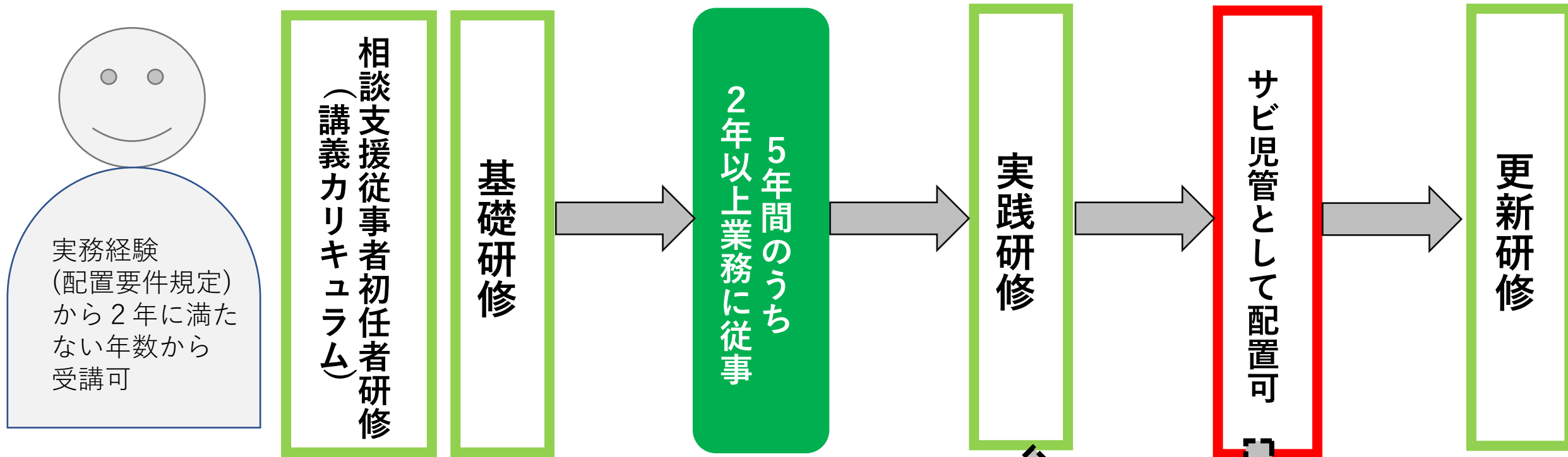
### (1)実務経験要件

### (2)研修修了要件

- ①資格を取得：基礎研修を修了し、更に実践研修を修了
- ②資格を維持：実践研修修了の翌年度から5年間の間に1度更新研修を修了(以降5年毎に受講)

# 3. 研修受講の流れ

5年毎に受講



※実践研修から受講しなおす場合(次の①～③のいずれかに該当する者)

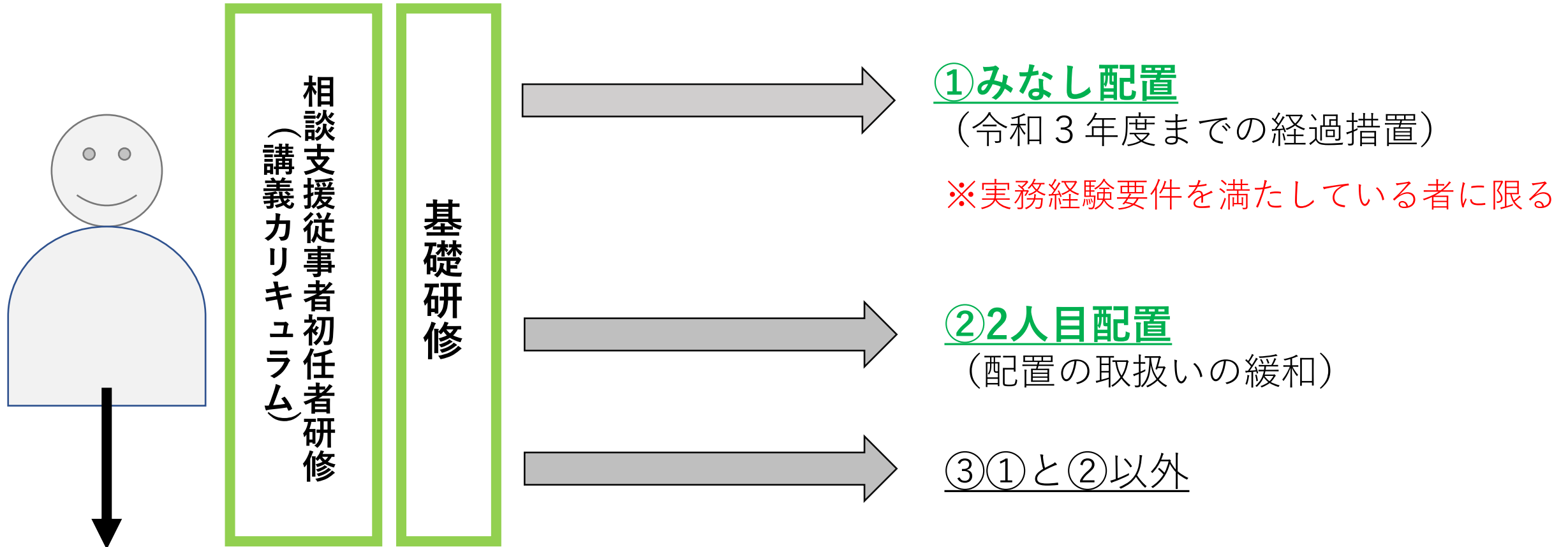
- ①R6.3末までに更新研修を受講しなかった旧研修修了者
- ②実践研修修了後5年以内に更新研修を受講しなかった者
- ③旧研修修了者の方で1回目の更新研修を修了した翌年度から5年以内に更新研修を受講しなかった者  
(以降は1回目の更新研修を起算として、更新研修受講を繰り返す必要があります)

# 4 - 1. 基礎研修修了者とは

## 【基礎研修修了者】

- 「相談支援従事者初任者研修(講義カリキュラム)」修了し、かつ  
「サービス管理責任者および児童発達支援管理者基礎研修(講義・演習)」修了した者。
  
- 平成31年4月の改正前の研修のうち、いずれか片方のみ修了している場合
  - (ア) 平成30年度までに講義カリキュラムのみ受講  
→基礎研修を修了すれば「基礎研修修了者」となります。
  
  - (イ) 平成30年度までに養成研修(旧研修)修了  
→講義カリキュラムを修了すれば「基礎研修修了者」となります。

## 4 - 2. 基礎研修修了者が サビ児管になるまでのルート



### 【受講要件】

- ・ サビ児管としての実務経験要件を満たす 2年前から受講 することができます。

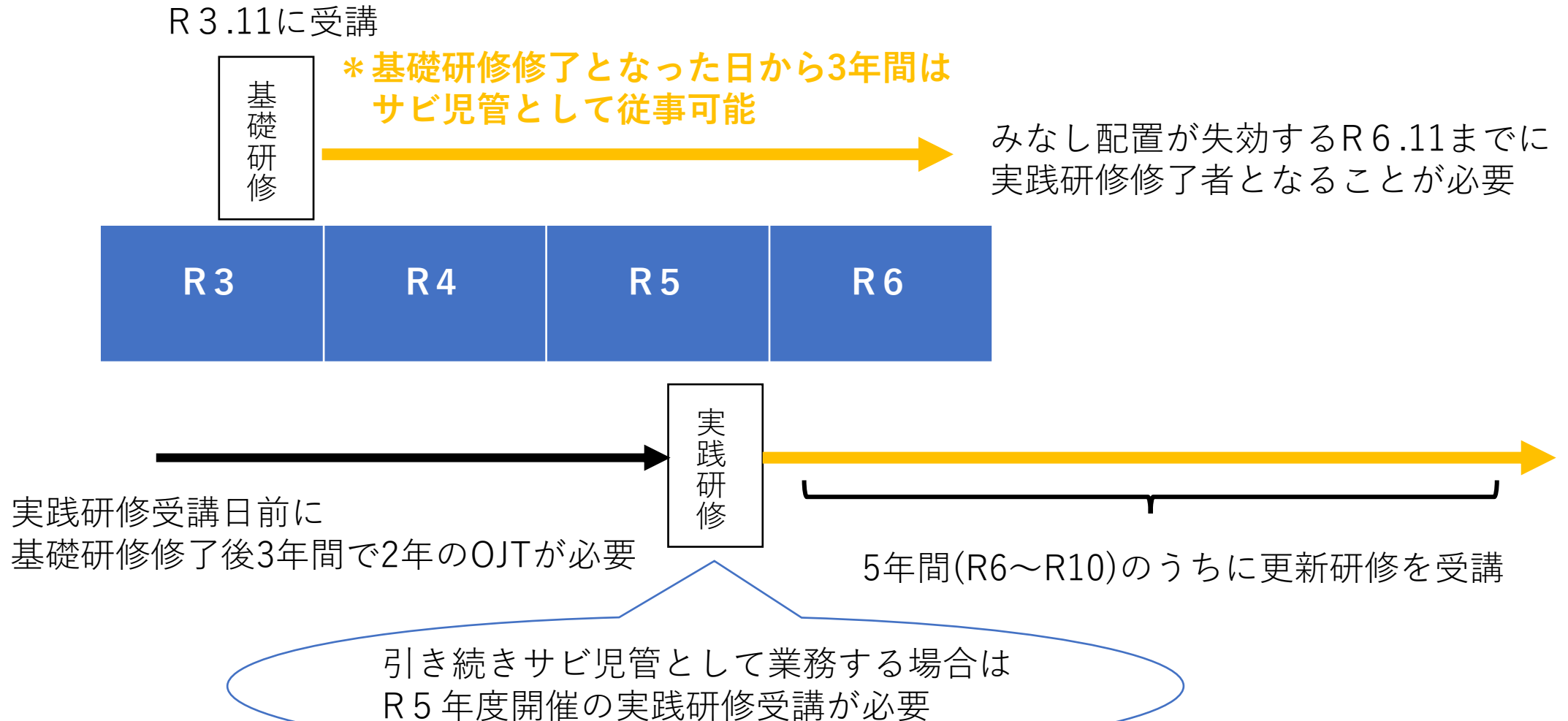
# 4 - 3. 基礎研修について

## ①みなし配置

- ・ 実務経験要件を満たしている者で、かつ令和元年から令和3年度までに基礎研修修了者となった場合、基礎研修修了者となった日から、3年間に限りサビ児管の要件を満たしているものとみなされます。つまり、実践研修受講前であってもサビ児管として従事することができます。
- ・ ただし、基礎研修修了者となった翌日から3年間に2年の実務経験を積んで実践研修を受講する必要があります。
- ・ みなし配置が失効するのは、3年後の年度末ではなく、基礎研修修了者となった日から3年経つ日です。

# 4 - 4 . 基礎研修について(受講の流れ)

例：①みなし配置（経過措置を適用する場合）





# 4 - 5. 基礎研修について

## ②2人目配置

- ・既に事業所にサビ児管が配置されている場合、基礎研修修了者を2人目以降に配置するサビ児管として配置することができます。
- ・実践研修受講前でも個別支援計画の原案の作成に係る業務を行うことができます。

## ③①と②以外

- ・実践研修受講前でも個別支援計画の原案の作成に係る業務を行うことができます。

※ ②と③に該当する者の受講の流れについては、  
「5 - 2 実践研修（実務経験年数のとらえ方）」参照

# 5 - 1. 実践研修について

## 【受講要件】

- ・ 基礎研修修了者となった翌日以降、実践研修受講までの5年間に2年の実務経験を積んだ者。
  - ※ 基礎研修修了前の実務経験年数は、要件としてカウントできません。
- ・ 実務経験に算入できる業務内容は、相談支援業務・直接支援業務・個別支援計画の原案作成に係る業務となります。

## 5 - 2. 実践研修について(実務経験年数のとらえ方)

- 実践研修受講にあたり、5年間に2年以上の実務経験が必要です。



5年より前の実務経験は必要な年数としてカウントされません

実践研修受講までの5年間に2年以上の実務経験が必要

# 6 - 1. 更新研修について

## 【受講要件】

- ①現にサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者、相談支援専門員として従事している方。
- ②更新研修受講までの過去5年間に通算2年以上(サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者、相談支援専門員)の業務に従事している方。

※平成31年3月31日までに従事要件を満たす方(旧研修修了者)は、**令和6年3月31日までに更新研修を受講しなければ、令和6年4月1日以後、サビ児管の職務ができなくなります。**

※令和6年3月31日までの間は、実際にはサビ児管として従事していない方も受講可能です。

## 6 - 2. 更新研修について

### 【年度ごとの受講優先順位表】

- ・ 受講者数が集中しないために研修年度によって受講対象者の優先順位を設けています。
- ・ 今年度は以下の順に受講が優先となります。

**①旧研修修了者かつ更新研修未受講の方。**

**②令和元年度更新研修修了者の方。**

# 6 - 3. 更新研修について

## 【資格維持】

### ○旧研修修了者の場合

1回目の更新研修を修了した翌年度から5年以内に更新研修を受講。

以降は**1回目の更新研修を起点**として、

更新研修受講を繰り返す必要があります。

### ○新カリキュラム修了者の場合

実践研修を修了した翌年度から5年以内に更新研修を受講。

以降は**実践研修を起点**として、

更新研修受講を繰り返す必要があります。

# 6-4. 更新研修について

## 【受講の流れ：旧研修修了者の場合】

例

更新  
研修

\* サビ管等として従事可能期間



更新  
研修

\* 受講間隔は問われません



5年間のうちに更新研修を受講

5年間のうちに更新研修を受講

# 6 - 5. 更新研修について

## 【研修カリキュラムの経過措置について】

- ・更新研修のカリキュラムは、  
1 3時間の講義および演習（計2日間相当）ですが  
令和5年度は、経過措置を適用し、必須受講のカリキュラムは7時間程度の講義  
および演習（計1日間）とします。
- ・省略部分である「サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する  
講義および演習」（計1日間）については、任意受講とします。



# 7. 修了証書について

- ・福井県ではサービス管理責任者または児童発達支援管理責任者のいずれかの名称で修了証書を発行することとしています。

- ・分野の統合により、**修了証書の名称に問わず「サービス管理責任者または児童発達支援管理責任者の研修を修了した者」として取り扱われます。**

例：「サービス管理責任者」の修了証書であった場合、  
児童発達支援管理責任者として必要な実務要件を満たしていれば、  
児童発達支援管理責任者の研修も修了した者として取り扱われます。

**※ 修了証書は研修の修了を証明するものであって、サービス管理責任者等として必要な経歴等を証明するものではありませんので御留意ください。**

今後の研修制度（サビ児管）の取り扱い

※「サービス管理責任者等」とは、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者をいう。以下同じ。

### ① 実践研修の受講に係る実務経験（OJT）について

- 現行制度上、**実践研修の受講にあたって必要な実務経験<sup>①</sup>(OJT)**については、基礎研修修了後「2年以上」の期間としており、これを原則として維持しつつ、**一定の要件を充足した場合には、例外的に「6月以上」**の期間で受講を可能とする。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

- ① **基礎研修受講時**に既にサービス管理責任者等の配置に係る**実務経験要件<sup>②</sup>**（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。

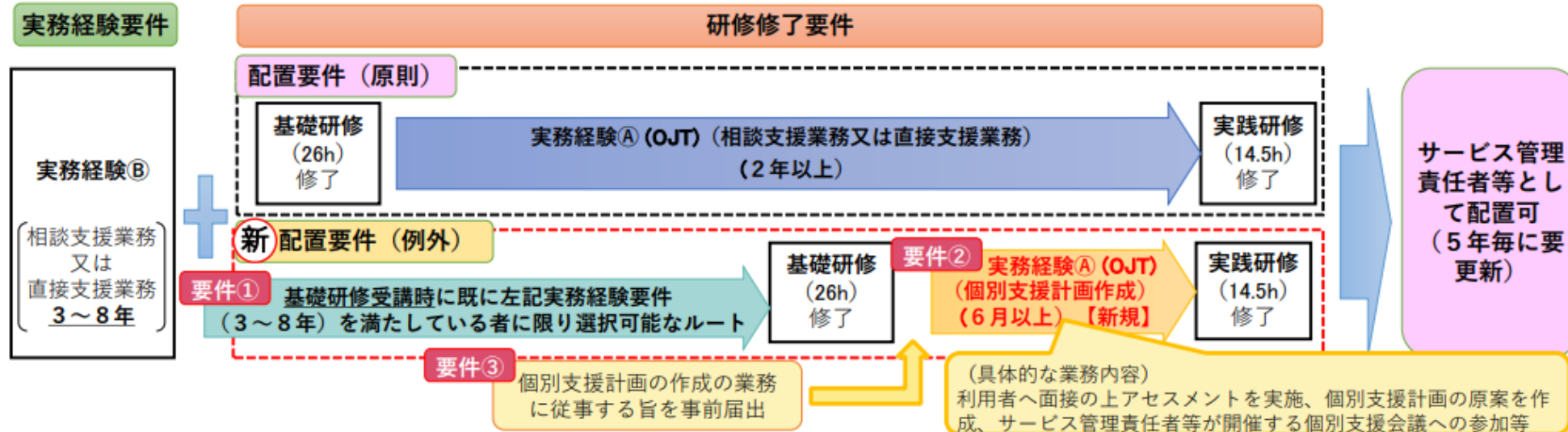
- ② 障害福祉サービス事業所等において、**個別支援計画作成の業務**に従事する。（具体的には以下のいずれかのとおり）

- サービス管理責任者等が配置されている事業所において、**個別支援計画の原案の作成までの一連の業務**（※）を行う。
- やむを得ない事由**によりサービス管理責任者等を欠いている事業所において、**サービス管理責任者等とみなして従事し、個別支援計画の作成の一連の業務**を行う。

（※）利用者へ面接の上アセスメントを実施し、個別支援計画の原案を作成し、サービス管理責任者が開催する個別支援会議へ参加する等。詳細については今後周知予定。

- ③ 上記業務に従事することについて、指定権者に**届出**を行う。

（施行日前の実務経験<sup>①</sup>(OJT)の取扱い及び届出の方法等、詳細については今後整理した上で周知予定）



# サービス管理責任者等研修制度の変更点のポイント

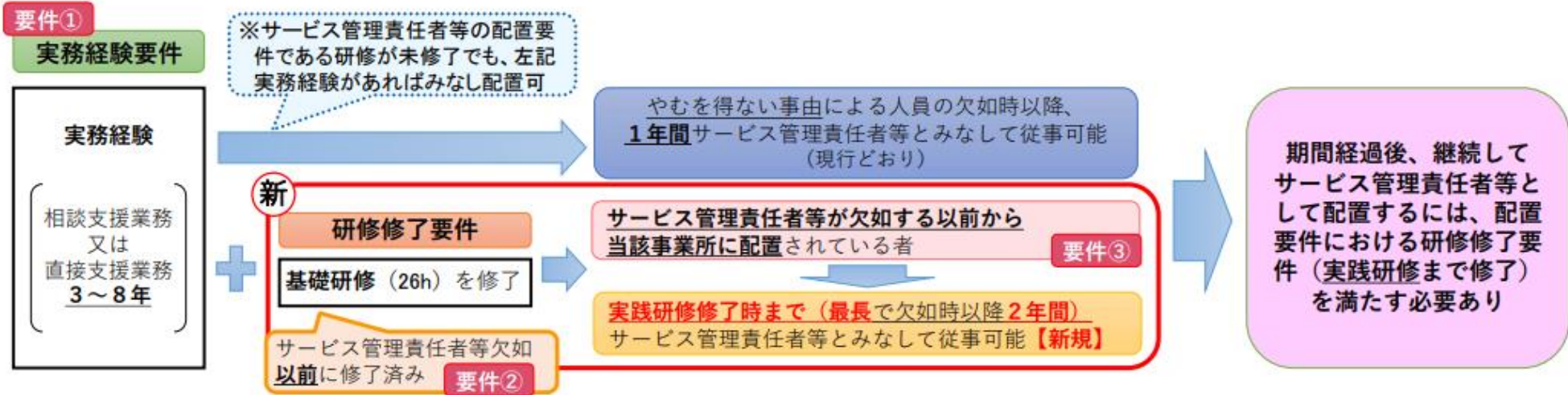
## ② やむを得ない事由による措置について

- やむを得ない事由（※）によりサービス管理責任者等が欠いた事業所について、現行制度上、サービス管理責任者等が欠いた日から1年間、実務経験（3～8年）を有する者をサービス管理責任者等とみなして配置可能であるが、これに加え、当該者が一定の要件を充足した場合については、**実践研修を修了するまでの間（最長でサービス管理責任者等が欠いた日から2年間）** サービス管理責任者等とみなして配置可能とする。

（※） 「やむを得ない事由」については、「サービス管理責任者等が退職、病休など事業者の責に帰さない事由により欠如した場合であって、かつ、当該事業所にサービス管理責任者等を直ちに配置することが困難な場合」である。

【要件】 ※①～③を全て満たす必要あり

- ① 実務経験要件（相談支援業務又は直接支援業務3～8年）を満たしている。（現行と同じ）
- ② サービス管理責任者等が欠如した時点で既に**基礎研修を修了済み**である。
- ③ サービス管理責任者等が欠如する以前からサービス管理責任者等以外の職員として**当該事業所に配置**されている。



行動援護のサービス提供責任者、従業者について

# 行動援護の従業者等に係る経過措置について

令和5年3月10日障害保健福祉関係主管課長会議資料 P66～67

行動援護の従業者等については、初任者研修課程修了者等であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に2年以上の従事経験を有する者にあっては行動援護従業者としてみなす経過措置を設けているが、当該経過措置を令和3年3月31日までから令和6年3月31日までに延長することとしている。ただし、令和3年度以降に新たに介護福祉士や実務者研修修了者等の資格を取得するものは、本経過措置の対象外となるのでご留意願いたい。

## 1 従業者（サービス提供者）

令和6年4月1日以降は、次の(1)及び(2)の要件の両方を満たす必要があります。

- (1) 行動援護従業者養成研修又は強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践）を修了。
- (2) 知的障害児者又は精神障害者の直接支援に1年以上従事。

## 2 サービス提供責任者 令和6年4月1日以降は、次の(1)又は(2)の両方を満たす必要があります。

- (1) 行動援護従業者養成研修又は強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践）を修了。
- (2) 知的障害児者又は精神障害者の直接支援に3年以上従事。